

令和6年度オンライン産業医面接指導強化業務に関する
企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度オンライン産業医面接指導強化業務

2 事業目的

徳島県教育委員会（以下「県」という。）教員における長時間労働による心身の健康悪化を未然に防止するため、著しく時間外在校等時間が増加するなどした県立学校教員に対して「産業医による面接指導」を実施する。

3 履行場所

県福利厚生課（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）とする。
ただし、産業医の面接指導はオンラインで、場所を特定せず実施するものとする。

4 対象者（300名程度）

- ・ 1か月当たりの時間外在校等時間が2か月連続して100時間以上となった教員
- ・ 著しく時間外在校等時間が増加した教員
- ・ 上記面談を実施し、2回目以降の面談が必要となった教員（なお、学校における産業医が対応できる場合は除く）
- ・ その他、校長等が必要と認めた教員

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

6 実施方法等

（1）業務概要

- ア オンライン会議システムを活用した産業医面接指導への対応
- イ 上記アに附帯する次の業務
 - （ア）産業医面接指導業務に必要なシステムの構築
 - （イ）緊急対応が必要な産業医面接指導に係る委託者等への連絡
 - （ウ）支払に伴う請求書、及び実績報告書等の作成、提出
 - （エ）産業医面接指導終了後のアンケート調査及びその集計
 - （オ）業医面接指導内容の記録及び統計資料の作成並びにそれらに係る委託者への報告
 - （カ）その他必要と認められる業務

- (2) 面接指導実施期間
令和6年6月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで
- (3) 面接指導実施時間
 - ア 全日(土曜・日曜含む)の午前10時から午後9時の間で、予約枠を設定する。ただし、相談日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たる日は除く。
 - イ 1回あたりの相談時間は、原則30分以内とする。
- (4) 面接指導の体制
 - ア 管理責任者
 - (ア) 管理責任者を選任すること。
 - (イ) 管理責任者を選任した時は、速やかに県へその氏名等を報告するものとする。
 - (ウ) 管理責任者は、相談業務の円滑な実施執行のための管理を行うものとする。
 - イ 面接指導員
 - (ア) 面接時間帯において、面接指導員を1名以上常に配置すること。
 - (イ) 面接指導員は、産業医の資格を有し、長時間労働面接の経験を有すること。
 - ウ 面接指導への対応の方法
 - (ア) 面談者に対して適切かつ誠実に応じること。
 - エ 個人情報保護
 - (ア) 個人情報保護のための規定を設けること。特に、業務上知り得た秘密を他にもらさないこと。

7 報告等

- (1) 毎月の申込数、相談対応数、未対応数、相談者の氏名及び報告書について、月毎に集計し翌月10日までに県福利厚生課へ報告し請求書を提出すること。
- (2) 個人情報の管理について、重要なインシデントが起きたときは、直ちに県福利厚生課に報告すること。

8 情報セキュリティ

- (1) オンライン相談はZoom又はその他類するオンライン会議システムを利用すること。
- (2) オンライン相談では、相談員と対象者以外の他者が入り込むことがない、1対1の環境が確保できること。

(3) オンライン相談の録画や録音は原則行わないこと。

9 委託料

(1) 本業務に要する経費については、全て委託料に含むものとする。

(2) 相談業務の委託料単価 1回30分

10 留意事項

(1) 業務の細部については、別途県と協議の上、決定するものとする。

(2) 受託者は、この業務の履行にあたり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いてその損害賠償の責を負わなければならない。

(3) 業務の履行にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(4) 受託者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けなければならない。

(5) 産業医は、対象者1人につき1回の面談を行う。

ただし、産業医が必要性を認め、かつ対象者が希望した場合は、面談を行うことができる。

(6) 産業医は医学的判断・評価による、面談レポートを作成する。
また、2回目以降の面談が必要な場合はその旨を報告する。